

神奈川県手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）では、一定規模以上の非住宅建築物の新築等をしようとする場合、所管行政庁等の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を受けることが建築主に義務付けられている。

このたび、建築物省エネ法の一部が改正され、省エネ適判が義務付けられる対象の建築物が拡大されることから、省エネ適判及びそれに関連する認定等の申請手数料を徴収するにあたり、神奈川県手数料条例について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 面積区分の見直しによる申請手数料の改定

ア 省エネ適判が義務付けられる建築物の床面積の下限が 2,000 m²から 300 m²に拡大されることから、建築物省エネ法に係る申請手数料の面積区分を見直し、それに応じた手数料に改定する。

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素認定」という。）を取得することで、省エネ適判を受けたものとみなされることから、低炭素認定に係る申請手数料の面積区分も併せて見直し、それに応じた手数料に改定する。

(2) 新しい評価方法による申請手数料の追加

国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法（建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST)）を新たに追加したことから、建築物省エネ法に係る申請手数料にその評価方法を用いた申請の手数を追加する。

(3) その他の改正

条項ずれなど所要の改正を行う。

3 施行日

令和3年4月1日